

*イの懇談会を受け、民主党 鈴木寛参議院議員よりウの取り組みの提案がありました。

Ⅱ、『教育環境整備法案』の取り組み

ウ、民主党、政策調査会との話し合い

時：2009年 2月10日（火） 11:00～13:30

所：参院議員会館

出席者：民主党 参議院議員 神本 美恵子氏 秘書 小野 恵美子氏
民主党 参議院議員 鈴木 寛氏 秘書 日下部 恵一郎氏
民主党 政策調査会 杉田 裕一氏
全夜中研 理事 小池 泰久（豊中）事務局長 河田 馨（天王寺）

1. 本国会で提出予定の法案『教員拡充法』での取り扱い

民主党 政策調査会と各議員・秘書で研究し、「義務教育を奪われた人々に対して国がその補償を実施する為の教員を配置する」の文言を挿入する。
民主党N・Cで検討し、民主党マニフェストに加える

2. 『学校教育法施行令』第25条（市町村立小中学校等の設置廃止等についての届出）の改定の研究

「義務教育を奪われた人々に対して国がその補償を実施する為に、二部または分校を設置し対応する」ような内容が盛り込めないか。

（民主党に送付した資料）

1. 第50回 全国夜間中学校研究大会記念誌

*夜間中学校の歴史

*関連法律、条約、公文書等

2. 全国への公立夜間中学校開設を目指した

人権救済申立の記録

*人権救済の申立書と参考資料目録及び参考資料

・義務教育未修了者126万の根拠

*夜間中学校に関する国会質問・議事録等

*ウの話し合いを受け、中学校夜間学級や外国人の子どもに対する学校教育の環境の整備を念頭に置いた規定を追加することを盛り込んだ内容が法に盛り込まれ、参院本会議で民主党提出の教育改革関連3法案可決（2009年 6月10日）

「教員数拡充法案」「教育環境整備法案」賛成 132 反対 99

「教職員免許制度改革法案」賛成 125 反対 106

エ、「教育環境整備法案」について民主党との話し合い

時：2009年 10月9日（金） 13：15～16：10

所：参議院議員会館第3会議室

I、夜間中学校の国会議員への情宣活動（13：15～14：10）

*日下部氏（文部科学副大臣 鈴木 寛 秘書）に案内していただきました。

訪問先：参議院議員	興石 東（民主）	議員対応
々	尾立 源幸（民主）	々
々	憲納 昌吉（民主）	々
々	辻 康弘（民主）	々
々	福島 瑞穂（社民）	秘書対応
々	那谷屋 正義（民主）	々
々	中村 哲治（民主）	々
々	梅村 聡（民主）	々

（資料） ア、2009年度 全夜中研リーフレット
イ、夜間中学生の思いをまとめたもの
ウ、第55回全国夜間中学校研究大会（兵庫大会）案内

II、民主党と全国夜間中学校研究会の話し合い（14：15～16：10）

出席者：

（民主党）民主党 参議院議員 神本 美恵子氏
小野 恵美子氏（民主党 参議院議員 神本 美恵子 秘書）
日下部 恵一郎氏（文部科学副大臣 鈴木 寛 秘書）

（全夜中研）副会長 船曳 弘幸（大阪 豊中）・河田 馨（大阪 天王寺）
事務局長代行 須田 登美雄（東京 三宿）
理事 伊藤 眞嗣（大阪 東生野）・石井 謙次（大阪 守口）
石打 謹也（兵庫 琴城）・永塚 豊（東京 双葉）
「すべての人に義務教育を！」専門委員 草 京子（兵庫 西野）
2009年度要望書起草委員長 加納 学（東京 双葉）

1、文部科学省との話し合い（10／9午前）報告 *神本 美恵子議員対応

（全夜中研）文科省は、夜間中学校の必要性を認めながら、生徒が学齢外であることで、かなりの部分を地方公共団体の判断・取り組み任せにしようとしている。

（神本議員）民主党マニフェスト政策各論（2：子育て・教育 15）『すべての人に質の高い教育を提供する』にあるように学齢外の生徒の教育の保障、環境整備を行う。

*内容 ア、就学援助制度

- ・大阪、東京、兵庫の就学援助の報告と意見交換
- ・就学援助制度適用が修業年限の国による制限につながらないように（小6年+中3年=9年）は、最低でも必要と要望

イ、夜間中学校の生徒や自主夜中の学習者の生の声を国会議員（超党派に伝えたい。

- ・夜間中学校、自主夜中のある地元の国会議員に対する夜間中学の情宣活動が必要。（多くの議員の理解）
- ・神本議員とこれからも継続的に連絡を取り合い進める。

ウ、夜間学級調査研究委嘱事業

- ・民主党による予算の見直しで、各事業の点検が今行われているが、予算削減の対象にしないで欲しい。

2, 『教育環境整備法案』やその活用方法についての質疑、意見交換

*日下部 恵一郎氏対応

事前に送付した質問・要望

(質問)

・『教育環境整備法』第三条七は、どのような視点、活用を想定して作られたものか？

・参院で可決され、衆院で廃案になった『教育環境整備法』次回提案で変更があるのか？あればどのような変更が考えられるか？いつごろ提案されるのか？ 知りたいです…

・『教育環境整備法』が成立した後、どのような手順、方法で自主夜中の公立化の取り組みや公立夜間中学校の環境整備を進めていけば良いのか？

・この法律の位置づけは努力目標的なものなのか？位置づけが知りたい。

・この法律を国と地方公共団体はどのような関係（流れ？）で実施していくのか？第8条 国から地方公共団体への予算の流れについて…都道府県や市町村の首長への現場からの働きかけ（設立運動・夜間中学校運動）が必要ですか？どのような点で運動を集中すれば良いですか？

(要望)

- ・1条校以外（民族学校等）にも適用して欲しい。
- ・「形式卒業生」の学びを保障して欲しい。
- ・大阪の夜間中学生の通学費、教材費、行事参加費、補食給食費を保障して欲しい。

(日下部氏)

・『教育環境整備法案』の精神の実現にむけ、与党として検討中。おそらく参議院で可決された法案とは違うものになるのではないか。「全ての人に教育を提供する」という精神は織り込む。文科省は、高校無償化などマニフェストの内容を優先事項にしているが、法案提出の時期は、現在未定。

*その他

ア、『教育環境整備法』が学齢外の生徒に適応できるように、また、地方公共団体の施策に夜間中学校設立等の観点で織り込めるように、付帯決議に入れる運動の展開が必要。

イ、立法化されれば、国が、学校教育の環境の整備の基本方針を決め、政府が国及び地方公共団体の予算の確保及び充実の目標を定める形になるだろう。具体的には、地方公共団体の首長、議員、行政に夜間中学校の設立、環境整備についてこれまで通り、各地域の運動を通して『環境整備法案』を使い、訴え続ける事が大切。

ウ、公立夜間中学校、自主夜中のかかえる問題を知るために、第55回全国夜間中学校研究大会（兵庫大会）に日下部氏が参加する。「困っている事」を聞き取り、法案、省令作りに生かす。鈴木副大臣にも伝える。

エ、文科省に第55回全国夜間中学校研究大会（兵庫大会）の後援のお願い、参加案内を副大臣ルートで依頼した。